

○国立大学法人埼玉大学入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規則

〔平成16年4月1日
規則第67号〕

| | | | | |
|----|--------------|---------|--------------|--------|
| 改正 | 平成19. 4. 1 | 19規則39 | 平成20. 3. 1 | 19規則97 |
| | 平成20. 11. 13 | 20規則104 | 平成22. 10. 28 | 22規則51 |
| | 平成24. 10. 25 | 24規則42 | 平成27. 11. 26 | 27規則30 |
| | 平成28. 3. 29 | 27規則80 | 平成30. 3. 15 | 29規則41 |
| | 令和2. 11. 26 | 2規則23 | 令和4. 3. 17 | 3規則40 |
| | 令和5. 3. 16 | 4規則68 | | |

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 入学料の免除（第5条－第7条）
- 第3章 入学料の徴収猶予（第8条－第13条）
- 第4章 授業料の免除（第14条－第20条）
- 第5章 授業料の徴収猶予（第21条－第23条）
- 第6章 寄宿料の免除（第24条・第25条）
- 第7章 雑則（第26条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 国立大学法人埼玉大学学則第65条第4項、国立大学法人埼玉大学大学院学則第41条第3項及び国立大学法人埼玉大学学生宿舍規則第11条第6項の規定に基づく入学料及び授業料の免除及び徴収猶予並びに寄宿料の免除（以下「入学料等の免除又は徴収猶予」という。）については、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）その他の法令又はこれに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

（免除等の許可）

第2条 入学料等の免除又は徴収猶予の許可は、免除又は徴収猶予を受けようとする者の願い出に基づき、学生生活支援室で選考を行い、学長が許可する。

（免除等の願い出）

第3条 入学料等の免除又は徴収猶予を受けようとする者（科目等履修生及び研究生を除く。以下同じ。）は、別に定める願書に別表の区分欄ごとに掲げる書類を添えて、所定の期日までに学長に願い出なければならない。

（許可の取消し）

第4条 入学料等の免除又は徴収猶予を許可された者が、許可の決定後その事由が消滅した場合は、学生生活支援室で判定を行い、学長が許可を取り消す。

第2章 入学料の免除

(免除の要件)

第5条 埼玉大学の学部又は大学院研究科（以下「学部等」という。）に入学する者が次の各号の一に該当する場合は、入学料を免除することがある。

- (1) 学部に入学者で、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第17条の2第1項に規定する学資支給金の支給対象として認定されたとき。
- (2) 大学院研究科に入学者で、経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき。
- (3) 次に掲げる事項のいずれかに該当する事由により、入学料の納付が著しく困難であると認められるとき。

ア 入学前1年以内において、学部等に入学者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は学部等に入学者若しくはその学資負担者が風水害等の災害を受けたとき。

イ アに準ずる場合であって、学長が相当と認める事由があるとき。

- (4) 休学の通算期間を超え、かつ、病気等特別な事由により退学した者で、学部等に再入学を許可されたとき。
- (5) 前2号以外の特別な事情により、学長が相当と認める事由があるとき。

(免除の額)

第6条 入学料の免除の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 前条第1号に該当する者 独立行政法人日本学生支援機構が認定した学資支給金の支援区分に応じ、全額、3分の2の額又は3分の1の額
- (2) 前条第2号、第3号又は第5号に該当する者 原則として全額又は半額
- (3) 前条第4号に該当する者 全額

2 学部等の入学料の免除の総額は、別に定める額を超えないものとする。

(除籍者の取扱い)

第7条 次の各号の一に該当する場合は、未納の入学料の全額を免除する。

- (1) 入学料の免除又は徴収猶予の申請をした者が、第9条、第10条又は第12条に規定する期間内に死亡したことにより除籍されたとき。
- (2) 入学料の徴収猶予を許可された者が、入学料を納付しないことにより除籍されたとき。
- (3) 第12条に規定する入学料を納付すべき者が納付しないことにより除籍されたとき。

第3章 入学料の徴収猶予

(徴収猶予の要件)

第8条 学部等に入学者が次の各号の一に該当する場合は、入学料の徴収を猶

予することがある。

- (1) 学部に入学者で、独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項に規定する学資支給金に申し込んでいるとき。
- (2) 経済的理由により、納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき。
- (3) 入学前1年以内において、学部等に入学者の学資負担者が死亡し、又は学部等に入学者若しくはその学資負担者が風水害等の災害を受けたとき。
- (4) その他やむを得ない事情があると認められるとき。

(徴収猶予の期間)

第9条 前条の徴収猶予の期間は、4月に入学する者にあつては9月末日まで、10月に入学する者にあつては翌年3月末日までとする。ただし、同条第1号に該当する場合であつて、特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

(免除等申請中の徴収猶予)

第10条 入学料の免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予の申請をした者に係る入学料の徴収を猶予する。

第11条 削除

(不許可者及び一部免除許可者の納付期限)

第12条 入学料の免除を許可されなかった者又は一部免除を許可された者のうち、4月に入学した者にあつては9月末日までに、10月に入学した者にあつては翌年3月末日までに入学料を納付しなければならない。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

2 入学料の徴収猶予を許可されなかった者は、その決定が告知された日から起算して14日以内に入学料を納付しなければならない。

(延滞金の免除)

第13条 徴収を猶予した入学料に係る延滞金は、その全額を免除する。

第4章 授業料の免除

(免除の要件)

第14条 学部等の学生（以下「学生」という。）が次の各号の一に該当する場合は、授業料を免除することがある。

- (1) 学部の学生で、独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項に規定する学資支給金の支給対象として認定されたとき。
- (2) 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき。ただし、免除する期の前期までの授業料が未納である者は除く。
- (3) 次に掲げる事項のいずれかに該当する事由により、授業料の納付が著しく困難であると認められるとき。

ア 授業料の各期ごとの納期前6か月以内（新入学生に対する免除で、入学した日の属する期分の免除については、入学前1年以内）において学資負担者が死亡したとき又は学生若しくはその学資負担者が風水害等の災害を受けたとき。

イ アに準ずる場合であって、学長が相当と認める事由があるとき。

第15条 削除

（免除の期間）

第16条 第14条の授業料の免除の取扱いは、年度を2期に分けた区分によるものとし、その許可は、当該期限りとする。

2 第14条第3号の規定に基づき免除する授業料は、当該事由の発生した日の属する期（以下この項において「当該期」という。）の翌期に納付すべき授業料とする。ただし、当該期の授業料の納付期限前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合においては、当該期分の授業料を免除することがある。

（免除の額）

第17条 授業料の免除の額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 第14条第1号に該当する者 独立行政法人日本学生支援機構が認定した学資支給金の支援区分に応じ、各期分の授業料の全額、3分の2の額又は3分の1の額

(2) 第14条第2号又は第3号に該当する者 原則として各期分の授業料の全額又は半額

2 授業料の免除の総額は、別に定める額を超えないものとする。

（休学者の取扱い）

第18条 学生が休学の許可を受けた場合は、月割計算により休学当月の翌月から復学当月の前月までの授業料を免除する。ただし、許可の日が前期にあつては5月1日以後、後期にあつては11月1日以後であるときは免除しない。

（徴収猶予中の退学者の取扱い）

第19条 授業料の徴収を猶予されている学生が退学を許可された場合は、月割計算により退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することがある。

（除籍者の取扱い）

第20条 学生が次の各号の一に該当する場合は、未納の授業料の全額を免除する。

(1) 死亡又は行方不明のため除籍されたとき。

(2) 授業料の未納を理由に除籍されたとき。

(3) 入学料の徴収猶予を許可された者が、入学料を納付しないことにより除籍さ

れたとき。

- (4) 第12条に規定する入学料を納付すべき者が納付しないことにより除籍されたとき。

第5章 授業料の徴収猶予

(徴収猶予の要件)

第21条 学生が次の各号の一に該当する場合は、授業料の徴収を猶予することがある。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項に規定する学資支給金に申し込んでいるとき。
- (2) 経済的理由により、納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき。
- (3) 行方不明のとき。
- (4) 学生又はその学資負担者が、風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難と認められるとき。
- (5) その他やむを得ない事情があると認められるとき。

(徴収猶予の期間)

第22条 前条の授業料の徴収猶予の取扱いは、年度を2期に分けた区分によるものとし、その許可は、当該限りとする。

(月割分納)

第23条 特別の事情がある場合は、当該期の授業料の月割分納を許可することがある。

- 2 前項の月割分納の額は、授業料年額の12分の1の額とし、毎月末日までに納付するものとする。ただし、休業期間中の分は、前月中に納付するものとする。

第6章 寄宿料の免除

(免除の要件)

第24条 本学の学生宿舎に入居している学生又はその学資負担者が風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が著しく困難と認められる場合は、災害の発生した日の属する月の翌月から起算して6か月間の範囲内において、学長が必要と認める期間に納付すべき寄宿料を免除することがある。

- 2 前項の免除で、学長が必要と認める期間が翌年度にわたる場合は、翌年度の当初において、翌年度分に係る免除を改めて行うものとする。

(除籍者の取扱い)

第25条 本学の学生宿舎に入居している学生で、次の各号の一に該当する場合は、未納の寄宿料の全額を免除する。

- (1) 死亡又は行方不明のため除籍されたとき。

- (2) 授業料の未納を理由に除籍されたとき。
- (3) 入学料の徴収猶予を許可された者が、入学料を納付しないことにより除籍されたとき。
- (4) 第12条に規定する入学料を納付すべき者が納付しないことにより除籍されたとき。

第7章 雑則

第26条 この規則に定めるもののほか、入学料等の免除又は徴収猶予の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第9条の徴収猶予の期間の取扱いについては、平成17年度入学者から適用する。

附 則（平成19. 4. 1 19規則39）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20. 3. 1 19規則97）

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成20.11.13 20規則104）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22.10.28 22規則51）

この規則は、平成22年10月28日から施行する。

附 則（平成24.10.25 24規則42）

この規則は、平成24年10月25日から施行する。

附 則（平成27.11.26 27規則30）

この規則は、平成27年11月26日から施行する。

附 則（平成28. 3.29 27規則80）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30. 3.15 29規則41）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2.11.26 2規則23）

この規則は、令和2年11月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和4. 3.17 3規則40）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5. 3.16 4規則68）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(別表)

| 区 分 | | 添 付 書 類 | | | | |
|--------------|-----------|--------------------|---|---------------------------|-------------|----------------------|
| | | 家計調書 (本学所 定) | 学資負担 者の所得 証明書(市 区町村長 発行のも の) | 死亡又は 罹災を証 明する書 類 | 学業成績 証明書 | その他本 学で指定 する書類 |
| 入学料免除 | 第5条第1号 | | | | | ○ |
| | 〃 第2号 | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| | 〃 第3号 | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| | 〃 第5号 | ○ | ○ | | | ○ |
| 入学料徴収 猶 予 | 第8条第1号 | | | | | ○ |
| | 〃 第2号 | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| | 〃 第3号 | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| | 〃 第4号 | ○ | ○ | | | ○ |
| 授業料免除 | 第14条第1号 | | | | | ○ |
| | 〃 第2号 | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| | 〃 第3号 | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| 授業料徴収 猶 予 | 第21条第1号 | | | | | ○ |
| | 〃 第2号 | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| | 〃 第3号・第5号 | ○ | ○ | | | ○ |
| | 〃 第4号 | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| (月割分納) | 第23条 | ○ | ○ | | | ○ |
| 寄宿料免除 | 第24条 | ○ | ○ | ○ | | ○ |